

別紙 2

新井郷川排水機場除塵作業及び構内整備等業務委託財産貸与条件

新井郷川排水機場除塵作業及び構内整備等業務委託実施要領第5に定める作業機械及び作業員休憩所の貸与条件は次のとおりである。

1 作業機械の貸与条件

- (1) 作業機械の保守点検は甲が行う。
- (2) 作業機械の燃料（軽油）は甲が調達して排水機場内にストックするので、乙は必要に応じてこれを給油し、給油実績を甲に報告する。
- (3) 機械作業において、乙の過失により、人または場内施設等に危害を及ぼした場合は、乙の責任において補償または復旧等を行うこと
- (4) 作業機械の日常点検は乙が行い、異常等が見つかった場合は速やかに甲に申し出ること。
- (5) 作業用機械、他の除塵用設備の洗浄に使用する雑用水は排水機場から供給される。

2 作業員休憩所の使用条件

- (1) 契約期間中の休憩所の清掃等保守管理は乙が行う。
- (2) 休憩所の使用にあたり、乙の過失により、施設及び人に危害を及ぼした場合は、乙の責任において補償または復旧等を行うこと。
- (3) 乙は、休憩所の火気取扱い責任者を定め甲に報告することとする。
- (4) 休憩所の照明、冷暖に必要な電力料金、衛生管理、給湯等に必要な水道料金、ガス料金は甲が負担する。乙は、これら目的以外に電力、水道水、ガスを使用とする場合は、甲の許可を得ること。
- (5) 休憩所の使用開始及び終了時には、業務代理人と管理者、又は管理者代理人が立ち会い施設確認を行う。
- (6) 乙は、業務地近傍に独自に作業員休憩場所を確保するなど、本休憩所を必要としない場合は、使用しなくてもよい。